|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課長 | グループ員 | 起案者 |
|  |  |  |
| 設置場所　　　別紙地図のとおり設置予定期間　令和　年　月　日から　　　　　　　令和　年　月　日まで |

下記のとおり捕獲檻を設置してよろしいか。

令和　　年　　月　　日

鯖江市長　佐々木　勝久　殿

申請者（住所）

（氏名）

（連絡先）

有害鳥獣捕獲申請書

　下記のとおり被害が発生しているので、有害鳥獣の捕獲を下記のとおり申請します。

記

１　場所

２　鳥獣名

３　被害状況

４　添付書類　　地　図（被害場所を明記）

確　　約　　書

捕獲にあたって町内会（農家組合）は、裏面に記載されている実施条件を遵守します。また、事故発生防止の徹底及び市が協力を求めた場合の鳥獣埋設場所の提供など速やかに有害鳥獣捕獲の実施ができるよう協力いたします。

有害鳥獣捕獲の実施の際には、区長（農家組合長）が現場に立会い、事故防止及び円滑な駆除の実施に協力いたします。（※ただし緊急の場合は、地権者等が立会いを行います。）

もし、地元立会いがない場合は、有害鳥獣捕獲の実施を取りやめることに同意します。

　　　　　　　　　　　　　　　地区代表者（名称）

（氏名）

鯖江市長　佐々木　勝久　殿

【実施条件】

①捕獲檻設置の際、立会いをしてください。

②毎日、檻の見回りを行い、必要に応じてエサの補充、交換を行ってください。

③檻に目的外の鳥獣類（ネコ、カラス等）が捕獲された場合は、速やかに檻から出してください。

④捕獲された場合は、下記連絡先に連絡してください。

※ただし、土日祝日については、対応できません。

平日の午前８時半から午後４時までに連絡してください。

直射日光に弱いので、日陰に檻を移してください。

⑤檻の設置期間は、最長１カ月です。

⑥侵入防止策（侵入口封鎖や作物を柵で囲う等）についても実施をお願いします。

|  |
| --- |
| 【連絡先】〒916-8666　鯖江市西山町13-1鯖江市役所　産業観光部農林政策課里づくり支援グループTEL　0778-53-2232（直通）0778-51-2200（代表） |